

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて

財関第 710 号
平成 19 年 5 月 30 日
改正 財関第 538 号
平成 20 年 5 月 12 日
改正 財関第 442 号
平成 29 年 3 月 31 日
改正 財関第 1010 号
令和元年 7 月 31 日

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局長から依頼があった
ので、平成 19 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。

別添

健発第 0525006 号
平成 19 年 5 月 25 日
改正 健発第 0512006 号
平成 20 年 5 月 12 日
改正 健発 0317 第 4 号
平成 29 年 3 月 17 日
改正 健発 0705 第 6 号
令和元年 7 月 5 日

財務省関税局長 殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第
114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種
病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12
の規定に基づき輸入が規制されているところです。

このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いに

ついて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」によることとしたので、特段の配慮をお願いします。

別添

「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」

1. 定義

本取扱要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「一種病原体等」とは、感染症法第6条第20項に規定する一種病原体等をいう。
- (2) 「特定一種病原体等」とは、一種病原体等のうち、試験研究が必要な一種病原体等として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。
- (3) 「特定一種病原体等所持者」とは、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって、特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できる者として厚生労働大臣が指定した者をいう。
- (4) 「二種病原体等」とは、感染症法第6条第21項に規定する二種病原体等をいう。

2. 輸入規制の目的等

感染症法における輸入規制は、一種病原体等及び二種病原体等の輸入に際し、厚生労働大臣の指定や事前の許可を義務付けることによって、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする。

具体的には、一種病原体等は、特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等であって外国から調達する必要があるものとして厚生労働大臣が指定するものを輸入する場合しか輸入できない（感染症法第56条の4）。また、二種病原体等は、厚生労働大臣の許可を受けなければ輸入できない（感染症法第56条の12）。

3. 税関への確認依頼事項

感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第70条第1項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 特定一種病原体等

厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定証」(別紙)の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。

(2) 二種病原体等

厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別記様式第 11、参考資料)の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。

4. その他

上記3の税関における確認に当たり、感染症法に違反する疑いがあると認められるとき又は疑義が生じたときは、厚生労働省健康局結核感染症課あて連絡願いたい。

指定番号

特定一種病原体等輸入指定証

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 4 のただし書に規定する外国から調達する必要がある特定一種病原体等として指定したことを証する。

厚生労働大臣

印

指定の年月日 年 月 日

輸入しようとする特定一種病原体等の種類	
輸入の目的	
輸出者の氏名又は名称	
輸出者の住所	
輸入の期間	
輸送の方法	
輸入港名	
輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設の名称	
輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設の所在地	
特定一種病原体等所持指定番号	
指定の条件	
事務処理欄	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 事務処理欄は、記入しないこと。

許可番号

二種病原体等輸入許可証

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 12 第 1 項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを証する。

厚生労働大臣

印

許可の年月日

年 月 日

輸入を許可する二種病原体等の種類（毒素にあつては、種類及び数量）	
輸入の目的	
輸出者の氏名又は名称	
輸出者の住所	
輸入の期間	
輸送の方法	
輸入港名	
許可の条件	

(この用紙は、A 列 4 番とすること。)